

青森県報

第二千九百二十五号

平成二十年
四月二十五日
(金曜日)

目次

訓 令

青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

(市 興町 課村) … 一

告 示

特定計量器の定期検査の実施
船舶の放置等を禁止する区域等の指定
公有水面埋立ての免許の出願の要領
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更

(商工政策課) … 二
(港湾空港課) … 四
(同) … 四
(出 納 課) … 五

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任
土地改良区の定款変更の認可

(上北地 民 局) … 六
(同) … 六

教 育 委 員 会

県文化財の指定

(文 護 財 課) … 六

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 九五(地域手当)等の一部を改正する規則

(職 員 課) … 六

訓 令

青森県訓令甲第二十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程(平成十九年五月青森県訓令甲第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十九年度青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金交付要綱(平成十九年四月十二日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 平成十九年度青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金交付要綱(平成十九年四月十二日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関すること。

二 平成二十年度青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金交付要綱(平成二十年四月十一日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則及び同要綱の施行に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百八十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成二十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十年 五月二十七日	午前十時から 正午まで	中央公民館	大鰐町	検査対 象区域
午後二時から 午後三時まで				
五月二十八日	午前十時から 正午まで	平川市碓ヶ関総合支所	大鰐町	検査対 象区域
午後二時から 午後三時まで				
五月二十九日	午後一時から 午後三時まで	津軽尾上農業共同組合東支所	大鰐町	検査対 象区域
午後二時から 午後三十分まで				
六月二日	午前十一時から 午後三十分まで	平川市尾上地域福祉センター	大鰐町	検査対 象区域
午後二時から 午後三十分まで				
六月三日	午前十時から 正午まで	平川市葛川支所	大鰐町	検査対 象区域
午後一時から 午後三時まで				
六月四日	午前十一時から 午後三十分まで	平川市	大鰐町	検査対 象区域
午前十時から 正午まで				
六月五日	午前十一時から 正午まで			

六月六日	午後三時から 午後一時まで	平川市役所（本庁舎）前	大鰐町	検査対 象区域
午後三時から 午後一時まで				
六月九日	午後二時から 午後一時まで	常盤除雪センター	大鰐町	検査対 象区域
午後二時から 午後一時まで				
六月十日	午後三時から 午後一時まで	つがる弘前農業協同組合藤崎支店	大鰐町	検査対 象区域
午後三時から 午後一時まで				
六月十一日	午後三時から 午後一時まで	藤崎町役場前	大鰐町	検査対 象区域
午後三時から 午後一時まで				
六月十二日	午後三時から 午後一時まで	津軽みなみ農業協同組合光田寺支所	大鰐町	検査対 象区域
午後三時から 午後一時まで				
六月十三日	午後二時から 午後一時まで	村舎館	大鰐町	検査対 象区域
午後二時から 午後一時まで				
六月十七日	午後二時から 午後三十分まで	村舎館	大鰐町	検査対 象区域
午後二時から 午後三十分まで				
六月十八日	午後二時から 午後一時まで	十和田おいらせ農業協同組合	大鰐町	検査対 象区域
午後二時から 午後一時まで				
六月二十三日	午前十一時から 正午まで			

七月八日	午後十一時から 正午まで	コミュニティセンター七和	五所川原市
"	午後一時から 午後二時まで	コミュニティセンター長橋	
七月四日	午前十一時から 午前十二時三十分まで	コミュニティセンター中川	五所川原市
"	午後二時から 午後三時三十分まで	コミュニティセンター三好	
七月三日	午前十一時から 午前十二時三十分まで		五所川原市
"	午後一時から 午後三時まで	コミュニティセンター飯詰	
七月二日	午前十時から 正午まで		十和田市
"	午後二時から 午後三時三十分まで	八甲田農業協同組合十和田湖支店	
七月一日	午前十時から 午前十一時三十分まで	昆沙門・長富コミュニティセンター	十和田市
"	午後二時から 午後三時三十分まで	沢田悠学館	
"	午後一時から 午後二時まで	切田経済センター	十和田市
六月二十七日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	深持経済センター	
"	午後九時三十分から 午後十一時三十分まで	藤坂支店	十和田市
六月二十五日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	四和経済センター二十九号倉庫	
"	午後一時から 午後三時まで	切田経済センター	十和田市
六月二十四日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	大深内支店	

"	午後二時三十分から 午後三時三十分まで	福浦支所	五所川原市
七月二十二日	午後一時から 午後二時まで	佐井村漁業協同組合牛滝支所	
七月十八日	午前十時から 正午まで		五所川原市
"	午後一時から 午後三時三十分まで	五所川原市役所一般駐車場庫	
七月十七日	午前十時から 正午まで		五所川原市
"	午後一時から 午後三時三十分まで	松島支店	
七月十六日	午前十時から 正午まで		十和田市
"	午後一時から 午後三時三十分まで	ごしよがわら市農業協同組合栄支店	
七月十五日	午前十時から 正午まで		十和田市
"	午後二時から 午後三時三十分まで	十和田おいらせ農業協同組合三本木事業所四号倉庫	
七月十四日	午前十時から 正午まで		十和田市
"	午後一時から 午後三時三十分まで		
七月十一日	午前九時三十分から 正午まで		十和田市
"	午後三時から 午後四時三十分まで		
七月十日	午前九時三十分から 正午まで		十和田市
"	午後一時から 午後三時三十分まで		
七月九日	午前九時三十分から 正午まで		十和田市
"	午後一時から 午後三時三十分まで		

七月二十三日	午前九時から 午前九時三十分まで	所 "	長後出張	佐井村
"	午前十時から 午前十時三十分まで	"	磯谷支所	
"	午前十一時から 正午まで	津軽海峡文化館		
"	午後一時から 午後三時まで	大間町立公民館		大間町
七月二十四日	午前九時から 午前十時まで	奥戸漁業協同組合水産物保管倉庫(浜町)		
"	午前十時三十分から 正午まで			
"	午後一時から 午後三時まで	蛇浦漁業協同組合倉庫		風間浦村
七月二十五日	午前九時から 午前十時まで			
"	午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	易国間漁業協同組合倉庫		

青森県告示第百八十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の三第一項の規定により、同項に規定する行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示し、平成十八年四月十四日青森県告示第百五十二号（船舶の放置等を禁止する区域等の指定）は、平成二十年五月十四日限り廃止する。

平成二十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾の名称、禁止区域及び禁止物件

青森港	禁止区域	禁止物件
青森港港湾区域及び青森都市計画臨港地区の区域		船舶及び自動車

二 指定する年月日
平成二十年五月十五日

青森県告示第百八十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十年四月十四日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、下北地域県民局地域整備部及び大間町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月二十五日

大間港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡大間町大字大間字大間平一七の一八〇二、一七の二八三、一七の二八一、一七の二七九、一七の二七七、一七の二七五、一七の二七三、一七の二七一、一七の二六九、一七の二六七、一七の二六五、一七の二六三、一七の二六一、一七

大湊港	八戸港港湾区域及び八戸都市計画臨港地区の区域のうち、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）により指定された八戸漁港区域を除く区域	船舶及び自動車
大湊港	大湊港港湾区域及びむつ都市計画臨港地区の区域	船舶及び自動車

の二五九、一七の二五七、一七の一七六九の地先公有水面及び五一番地に接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ平成十九年の春分の日の満潮位(C・D・L+〇・八一〇メートル)における、公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 大間港北防波堤灯台(北緯四一度三二分二秒、東経一四〇度五四分一八秒)から三四度五一分五五秒 六七四・六五メートルの地点
- の地点 ①の地点から 三七度〇四分一七秒 五〇・五五メートルの地点
- の地点 ②の地点から 四〇度三二分〇六秒 六八・〇〇メートルの地点
- の地点 ③の地点から 二九度五八分五三秒 二一・〇一メートルの地点
- の地点 ④の地点から 一四度三四分四二秒 二八・五九メートルの地点
- の地点 ⑤の地点から 三五九度一八分三六秒 六一・八〇メートルの地点
- の地点 ⑥の地点から 八九度一八分三六秒 七・八四メートルの地点
- の地点 ⑦の地点から 一七九度五二分三三秒 一〇・八四メートルの地点
- の地点 ⑧の地点から 一七一度三一分二七秒 三〇・二八メートルの地点
- の地点 ⑨の地点から 一七九度〇〇分〇〇秒 一八・八四メートルの地点
- の地点 ⑩の地点から 一九一度四七分四五秒 二九・八六メートルの地点
- の地点 ⑪の地点から 二〇八度四三分三〇秒 三一・七八メートルの地点
- の地点 ⑫の地点から 二二七度二八分三六秒 一六・一二メートルの地点
- の地点 ⑬の地点から 二二二度五一分〇三秒 五〇・三八メートルの地点
- の地点 ⑭の地点から 二二〇度三〇分一八秒 三〇・〇五メートルの地点
- の地点 ⑮の地点から 二二三度五三分五一秒 二〇・〇三メートルの地点

3 面積

二、五六三・五九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

- 下北郡大間町大字大間字大間平一七の一七九六、一七の一八〇二、一七の二八三、一七の二八二、一七の二七九、一七の二七七、一七の二七五、一七の二七三、一七の二七一、一七の二六九、一七の二六七、一七の二六五、一七の二六三、一七の二六一、一七の二五九、一七の二五七、一七の一七六九の地先公有水面及び五一番地地内

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 大間港北防波堤灯台(北緯四一度三二分二秒、東経一四〇度五四分一八秒)から三五度三三分一秒 七〇〇・四四メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 三七度〇四分一七秒 一〇二・一三メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 三五九度一八分三八秒 八三・五二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 八九度一七分五一秒 九八・五一メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 一七九度五六分〇七秒 四五・〇〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 八九度四一分五四秒 五〇・一二メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 一八一度四三分一六秒 六六・四五メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 一九一度二四分三四秒 三六・八七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 二〇九度五八分五三秒 二八・一九メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 二二〇度三二分〇六秒 六九・九六メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 二二七度〇四分一七秒 五九・二四メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 三〇六度二三分五八秒 八九・〇二メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 三三三度五一分五三秒 五〇・〇八メートルの地点

3 面積

三五、二七八・九三平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

青森県告示第三百八十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成二十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

三戸郡三戸町大字川守田字関根川原八五の二

三戸自動車協会

二 変更内容

- 1 変更前の住所及び売りさばき場所
三戸郡三戸町大字八日町一〇
- 2 変更後の住所及び売りさばき場所
三戸郡三戸町大字川守田字関根川原八五の二

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、赤沼土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年四月二十五日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理 事	東 明彦	十和田市大字赤沼字下平二四二の一〇六	平成 二〇・三・二四就任
"	杉山 敏美	"	二〇・三・三退任
"	"	字向川原八四の五	

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、姉沼土地改良区の定款の変更を平成二十年四月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年四月二十五日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第三号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県天然記念物に指定する。

平成二十年四月二十五日

青森県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
県天然記念物	中野神社の対植えのモミ	一対	黒石市大字南中野字不動館二六番地三 中野神社境内	中野神社

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 九五（地域手当）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月二十五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 九五（地域手当）等の一部を改正する規則

（人事委員会規則七 九五（地域手当）の一部改正）

第一条 人事委員会規則七 九五（地域手当）の一部を次のように改正する。

別表中	愛 知 県 名 古 屋 市 三 級 地
豊 刈 田 市	を

愛 知 県	
西 加 茂 郡 三 好 町 六 級 地	名 古 屋 市 三 級 地 刈 谷 市 豊 田 市

に改める。

(人事委員会規則七 九五(調整手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部改正)

第二条 人事委員会規則七 九五(調整手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。

附則別表中

百分の三	多 札 賀 幌 城 市
------	-------------------

を

百分の三

西 多 札 加 賀 幌 茂 郡 城 郡 三 好 町 市

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 九五(地域手当)及び人事委員会規則七 九五(調整手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の規定は、平成二十年四月四日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭